

第3号議案

春日市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

利用者操作端末機に係る市場の状況を踏まえ、当該端末機の利用開始時期を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

春日市印鑑条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則中「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。